

Theme 1 個人契約の保険料と税金

★★★

1 生命保険料控除

生命保険料控除は、所得控除の1つである。1暦年に払い込んだ保険料の額に応じて、契約者（保険料負担者）のその年の所得から一定金額が差し引かれる制度で、税率を掛ける前の所得（課税所得）金額が低くなることにより所得税、住民税の負担が軽減される。

保険料控除の対象となる保険契約は、保険金等の受取人の全てを、その保険料等の払込みをする者またはその配偶者その他の親族とするものをいう。

■制度改正

2012年以後、一般の生命保険料控除については、2012年1月1日以後に締結した生命保険契約等に係る控除（以下「新制度」と表記）と、2011年12月31日以前に締結した生命保険契約等に係る控除（以下「旧制度」と表記）に区分され、新制度に基づく場合の保険料控除には、新たに介護医療保険料控除が創設された。

(1) 一般の生命保険料控除

生命保険契約のほか、旧制度に基づく場合の第三分野の保険（傷害保険を除く）、簡易生命保険契約、JA（農協）共済、こくみん共済COOP（旧全労済）、県民共済・年金共済、確定給付企業年金に係る規約またはこれに類する退職年金に関する契約などの保険料および掛金は、一般の生命保険料控除の対象となる。

(2) 個人年金保険料控除

(1)のうち、一定の要件を満たし、「個人年金保険料税制適格特約」を付加した保険契約の保険料は、個人年金保険料控除の対象となる。**税制適格特約が付加されていない場合や、変額個人年金保険の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となる。**

税制適格特約を付加するためには、次に挙げる要件を全て満たしていることが必要である。

- ① 年金受取人は、保険契約者（保険料・掛金を払い込む者）または配偶者である。
- ② 年金受取人は被保険者と同一人であること。
- ③ 保険料または掛金の払い込みは、年金支払開始日前10年以上にわたって定期に行うもの（一時払契約は不可）。
- ④ 年金の種類が確定年金・有期年金の場合、年金の支払いは、年金受取人の年齢が60歳に達した日以降の日で10年以上の期間または受取人が生存している期間にわたって定期に行われるものであること（終身年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は問わない）。

上記要件の他、次の約款に関する要件を満たすものであることが必要である。

[約款に関する要件]

- ア 給付は、年金・死亡・高度障害による給付金に限る。
- イ 死亡給付等は保険契約締結日以降の期間または保険料の総額に応じて逡増的に定められていること。
- ウ 年金の支払い回数は年1回以上であり、受取人が生存している期間定期に行われ、かつ、年金の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。
- エ 配当の分配は、年金の支払い開始前に行わないもの、または、その年の払込保険料額の範囲内の金額とするもの。

(3) 介護医療保険料控除

2012年1月1日以降に契約を締結した次に掲げる契約で、生命保険会社または損害保険会社等と締結した保険契約のうち、入院・通院等にもなう給付部分に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となる。

がん保険、所得補償保険、就業不能保険、医療（費用）保険、介護（費用）保険など

新制度に基づく場合の保険料控除では、災害割増特約、傷害特約、災害入院特約など、身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる保障に係る保険料は控除対象外となる。

旧制度に基づく場合の保険料控除では、主契約に付加された各種医療特約部分の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となる。

■契約内容が変更された場合

2012年1月1日以降に更新や転換等の契約内容の変更が行われた場合は、保険契約全体が新制度となる。

[新制度とみなす契約変更]

- ・保障見直し
- ・主契約および特約の更新
- ・特約の中途付加※
- ・特約の型変更に伴う被保険者の増加（企業保険における被保険者の増加は除く）
- ・子ども（新学資）保険の契約者変更

※「災害割増特約」、「傷害特約」、「災害入院特約」等、身体の傷害のみに基因して保険金や給付金が支払われる特約および「個人年金保険料税制適格特約」や「リビング・ニーズ特約」、それに伴う指定代理請求人の指定などのように、保障がない特約の中途付加は、保障内容の変更にはならない。

[新制度とはみなされない契約変更]

- ・保険金額の減額
- ・契約者の名義変更（子ども（新学資）保険の契約者変更は除く）
- ・企業保険における被保険者の増加

(4) 生命保険料控除額

生命保険料控除の対象となる保険料は、その年の1月1日から12月31日までに払い込まれた保険料で、配当金がある場合は保険料の合計額から配当金を差し引いた金額が対象となる。

$$\text{正味払込保険料（控除対象となる保険料）} = \text{表定保険料} - \text{配当金}$$

上記算式において、配当金額が表定保険料を上回る場合、控除しきれない配当金額は別契約の保険料から控除する。また、配当金で増加保険金を買増しする商品については、表定保険料額が控除対象となる。

生命保険料控除額は、旧制度および新制度によりそれぞれ次の表の計算式に当てはめ算出する。

旧制度（一般・年金それぞれに適用）

	年間保険料	控 除 額
所得 税	25,000円以下	支払金額
	25,000円超 50,000円以下	支払金額×1/2 + 12,500円
	50,000円超 100,000円以下	支払金額×1/4 + 25,000円
	100,000円超	50,000円
住 民 税	15,000円以下	支払金額
	15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 + 7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4 + 17,500円
	70,000円超	35,000円

旧制度上限額：所得税10万円、住民税7万円

新制度（一般・年金・介護医療それぞれに適用）

	年間保険料	控 除 額
所得 税	20,000円以下	支払金額
	20,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 + 10,000円
	40,000円超 80,000円以下	支払金額×1/4 + 20,000円
	80,000円超	40,000円
住 民 税	12,000円以下	支払金額
	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2 + 6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4 + 14,000円
	56,000円超	28,000円

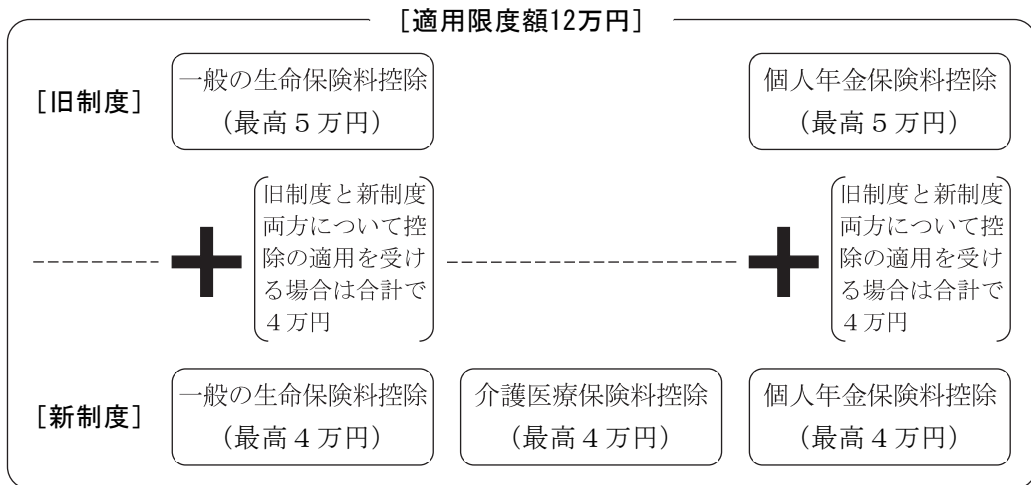
新制度上限額：所得税12万円、住民税7万円

(5) 旧制度と新制度の両方の支払いがある場合

生命保険料控除の算定は有利な方を選択するか、両方の適用を受けることができるが、両方適用する場合は、生命保険・個人年金保険で各4万円が上限となる。

- 1) 旧制度の保険料のみで計算した控除額（限度額5万円）
- 2) 新制度の保険料のみで計算した控除額（限度額4万円）
- 3) 新制度の保険料と旧制度の保険料の両方で計算した控除額（限度額4万円）

なお、控除額の合計が12万円を超える場合は、**12万円が上限**となる。



2 控除対象保険料の留意点

生命保険料控除の対象となる保険料は、次の点に留意する必要がある。

- ① 一時払保険料は、保険料を支払った年の1回のみが控除対象となる。
- ② 前納保険料は、その年中に到来する払込期日が到来している保険料が控除の対象となる。
- ③ 自動振替貸付の保険料も、正常に保険料が払込まれている場合と同様、その年の生命保険料控除の対象となる。
- ④ 復活保険料は、支払いが実際に行われた年の控除対象となる。
- ⑤ 2011年以前に失効した旧制度が2012年以降に復活した場合でも、旧制度となる。
- ⑥ 外貨建個人年金保険の保険料は、「個人年金保険料税制適格特約」を付加すれば、個人年金保険料控除の対象となる。控除の対象となる保険料の額は、支払日の為替レート（TTB）の円換算額、もしくは円で支払った額で計算する。

[保険料控除対象外契約（新・旧両制度共通）]

- ・ 団体信用生命保険
- ・ 保険期間5年未満の貯蓄保険、貯蓄共済
- ・ 外国生損保会社等と国外で締結した契約
- ・ 傷害保険
- ・ 財形制度による貯蓄（保険型）
- ・ 少額短期保険業者の保険契約

Theme 2 個人が支払った医療費と税金

★★★

1 医療費控除

医療費控除も所得控除の一つである。納税者あるいは納税者と同一生計の配偶者その他の親族の医療費を支払った場合は200万円を限度として、次の式により算出される金額の医療費控除を受けられる。

$$\left[\begin{array}{l} \text{医療費} \\ \text{の 額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金・損} \\ \text{害賠償金等} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{「その年の所得の合計額} \times 5\% \text{」} \\ \text{または「10万円」のいずれか少ない額} \end{array} \right] = \text{医療費控除の額}$$

■医療費控除の範囲について

- ・医療費控除は、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費であればよい。
- ・その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること（未払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となる）。
- ・医療費控除の計算は、保険金や損害賠償金等によって補てんされるものは、医療費から除かれる。ただし、補てんされた金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引くため、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引かない。なお、超過した補てん金額は、身体の傷害等に起因して支払われるものであるため、非課税となる。
- ・12月に支払った医療費を補てんするための保険金の額が、3月の確定申告の際に確定していない場合は、保険金の額などを見積もり、その見積額を医療費から控除する。

<補てんする保険金等に該当するもの>

- ① 生命保険や損害保険契約（共済を含む）に基づき医療費の補てんを目的として支払いを受ける傷害費用保険金、医療保険金、入院費給付金など
- ② 社会保険から支給される「高額療養費」、「出産育児一時金」など
- ③ 医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金
- ④ 会社の互助会等から医療費の補てんを目的として支払いを受ける給付金

＜補てんする保険金等に該当しないもの＞

- ① 死亡・高度障害となったことに基因して支払を受ける保険金、損害賠償金
- ② 療養のため労務に服することができなくなったことなどに基因して支払いを受ける保険金、損害賠償金
- ③ 社会保険から給付される「傷病手当金」、「出産手当金」
- ④ 使用者その他の者から支払いを受ける見舞金

Theme 3 個人の生命保険金の受取と税金

★★★

1 死亡保険金の受取

個人が死亡保険金を受け取った場合は、被保険者、保険料負担者および保険金受取人が誰であるかによって、所得税、相続税、贈与税のいずれかの課税の対象になる。

■死亡保険金を受け取ったときに課税される税金

契約者	被保険者	受取人	税の種類
A	A	相続人	相続税
A	A	相続人以外	相続税（遺贈）
A	B	A	所得税（一時所得）
A	B	C	贈与税

(1) 相続税が課税される場合

契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人の場合の死亡保険金は、「みなし相続財産」として相続税の課税対象となる。この場合、死亡保険金には、全体で「500万円×法定相続人の数」の金額を非課税限度額として適用することができる。ただし、放棄した人が受け取った死亡保険金には、この非課税限度額は適用されない（詳細は第7章で学習）。

(2) 所得税が課税される場合

契約者（保険料負担者）と受取人が同一人の場合の死亡保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。

■一時所得の計算

一時所得の金額＝総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除（50万円）
生命保険契約における死亡保険金の場合は、

一時所得の金額＝（死亡保険金－正味保険料総額）－特別控除（50万円）

課税対象となる金額＝一時所得の金額× $\frac{1}{2}$ となる。

(3) 贈与税が課税される場合

死亡保険金については、契約者・被保険者・保険金受取人がそれぞれ異なるとき、保険金に対して贈与税が課税される。例えば、夫が契約者、妻が被保険者、子供が保険金受取人である場合の死亡保険金には、贈与税が課税されることになる。

■贈与税の課税対象額の計算

課税対象となる金額＝保険金－110万円（贈与税の基礎控除額）

2 満期返戻金の取扱い

個人が満期保険金を受け取った場合の課税については、満期保険金の受取人が契約者か契約者以外かで、所得税か贈与税が課税されることになる。

(1) 所得税が課税される場合

契約者（保険料負担者）と受取人が同一の場合の満期保険金は、一時所得として所得税の課税対象となる。

（注）満期保険金が一時金でなく年金で支払われる場合は、一時所得ではなく雑所得となる。

$\begin{array}{l} \text{課税対象} \\ \text{となる金額} \end{array} = (\text{満期保険金} + \text{満期時配当金} - \text{正味払込保険料} - \text{特別控除50万円}) \times \frac{1}{2}$

(2) 贈与税が課税される場合

契約者（保険料負担者）以外の人が満期保険金を受け取った場合は、贈与税の課税対象となる。

贈与財産とみなされる金額は、支払われる保険金の額である。満期時に支払われる配当金があれば、それは保険金額に加える。贈与税については、一時所得のように必要経費の控除は行われない。

課税対象となる金額＝満期保険金＋満期時配当金－基礎控除110万円

■満期保険金（解約返戻金）を受け取ったときにかかる税金

契約者	被保険者	受取人	税の種類	課税対象
A A	A B	A A	所得税 (一時所得)	$(\text{保険金} - \text{払込保険料総額} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2}$ ＝総合課税の対象となる
A A A	B A B	C B B	贈与税	保険金－110万円＝贈与税課税対象額

※保険料の一部だけを受取人が負担し、残りの部分を受取人以外の人が負担していた場合は、受取人が負担した保険料に対応する保険金が一時的所得として所得税の課税対象となり、残りの部分の保険金は贈与税の課税対象となる。

3 一時払養老保険の満期保険金・解約返戻金の取扱い

(1) 保険期間5年以下一時払養老保険

保険期間5年以下の一時払養老保険の満期保険金・解約返戻金の差益については、金融類似商品として預貯金と同様に20%の源泉分離課税の取扱いになる。保険金などの支払時に、保険会社では税金を差し引いて支払をする。

(参考) 一時払変額個人年金保険で確定年金を選択している場合、積立期間5年以内の解約は金融類似商品課税（差益に対して20%源泉分離課税）。

なお、一時払養老保険のほか、次の要件すべてにあてはまる契約も保険種類を問わず源泉分離課税の適用を受ける。

- ① 保険期間が5年以下のもの。ただし、保険期間が5年を超える場合でも、5年以内に解約した場合を含む。
- ② 保険料の払込みが一時払いのもの。ただし、次の場合は一時払いとみなす。
 - 1) 契約初年度に、保険料払込期間中に払い込むべき保険料総額の2分の1を前納（または一括払い）した契約
 - 2) 契約初年度と次年度の2年間に、保険料払込期間中に払い込むべき保険料総額の4分の3を前納（または一括払い）した契約
- ③ 普通死亡保険金が満期保険金と同額か、または満期保険金より少なく、かつ災害死亡保険金の倍率が5倍未満の契約

ただし、一時払終身保険契約については上記③に該当する「満期保険金」はないため、一時払終身保険の解約返戻金は、解約までの経過期間に関わらず、一時所得として所得税の課税対象となる。

(2) 保険期間5年超の一時払養老保険

保険期間が5年超の場合には、一時所得として総合課税（契約者と受取人が同一でない場合は贈与税）される。

4 高度障害保険金の取扱い

生命保険約款では、通常死亡のほか、疾病や傷害を原因とする両眼失明、両足の機能の喪失などの場合には、高度障害保険金として死亡保険金相当額を支払って契約を消滅させる規定を設けている保険会社が多い。身体の障害に起因して支払を受ける生命保険・損害保険の給付金については、非課税とする所得税法施行令の規定がある。

よって、高度障害保険金を被保険者または配偶者および直系血族・生計を一にする他の親族が受け取る時には非課税となる。